

土浦市部活動の運営方針

【改訂版】



土浦市イメージキャラクター つちまる

令和 5 年 3 月

土浦市教育委員会

【「土浦市部活動の運営方針」の趣旨】

部活動を取り巻く環境において、少子化に伴う学校の小規模化等により、チームが組めない事例や生徒の希望する部活動がない事例、指導者不足により専門的な技術指導を受けることができない事例などが増加している。また、勝利至上主義への傾倒や専門指導者の不在などを背景に、適切な休養を度外視した活動等により、生徒が心身に疲労を蓄積させ、その結果、傷害のみならずバーンアウト（燃え尽き症候群）などにより生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができなくなるといった事例も報告されている。また、部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動として、教育課程には含まれないものの、学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられ、実践してきた。その結果、長年にわたり生徒の体力や技術の向上はもとより、豊かな人間性の育成にも寄与している。その一方、部活動は学校管理下で行われるもの、顧問教員の献身的な勤務に依存して成り立ってきたという側面が否めず、結果として、休養はもとより、授業準備等の本務に十分な時間を割り当たれない状況が生じており、もはや学校だけで背負うことは限界に来ていると言わざるを得ない現状がある。

このような状況に鑑み、本市における市立の中学校及び義務教育学校段階の部活動を主な対象とした『部活動の運営方針（以下、「市方針」）』を定め、適切な休養日や活動時間を遵守するとともに、地域クラブ活動への移行を含めた活動環境の整備や大会等の見直しを図ることなどを通じて持続可能な部活動改革を推進し、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を目指すこととする。

なお、小学校（義務教育学校前期課程を含む）段階においても、部活動と同じように学校教育の一環としてスポーツ・文化等の活動を実施している場合は、市方針に準拠した活動方針等を策定し、活動を行うものとする。

I 適切な運営のための体制整備

部活動のこれまでの成果を踏まえた上で、部活動に係る諸課題に対応するためには、地域移行も視野に入れながら学校部活動の位置づけや運営について改革することが必要となる。部活動は、教育課程外の活動であり、自主的・自発的な参加による活動であることから、受益者主体の運営体制の構築等を進め、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するものとともに、活動状況や改革状況を定期的に調査・検証していくものとする。

(1) 望ましい運営体制の構築

ア 生徒による主体的な企画・運営の導入

- 校長及び部顧問は、生徒・保護者に対し、部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意であることについて周知徹底すること。
- 校長及び部顧問は、部活動の企画・運営が、生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り、生徒が自ら活動計画等を立案し、運営・検証し、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築するよう努めること。

イ 費用負担、部活動の位置づけの見直し

- 部活動は任意加入であり、費用等は本来受益者負担が原則であることを踏まえ、校長は、部活動に係る費用の徴収方法や、中体連や関係団体等への登録費・大会参加費等への拠出の在り方について全保護者の理解を得るとともに、適切になるよう見直すこと。
- 校長は、部活動加入生徒のみで構成する組織や部活動加入生徒の保護者等で構成する組織を構築するなど見直しを図るとともに、部活動未加入生徒とその保護者に対しても費用の拠出や充当等について説明し理解を得るなど、十分配慮すること。

ウ 部顧問の委嘱

- 部顧問の決定に当たり、校長は、校務の精選を図り、教育課程の着実な実施とそれに付随する業務が効率的・効果的に推進できる組織体制を構築した上で、可能な限り部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮すること。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

ア 部顧問対象研修の設定

- 市教育委員会及び学校においては、地域移行を視野に入れながら、特に競技・指導経験がない部顧問に対して、指導に必要な基礎的・基本的な知識の習得や、生徒に対応する部顧問としての資質の向上を期して、必要な研修の機会を設定する。また、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動の指導方法の習得をめざす部顧問に対しても、研修の機会を設ける。

- 学校は、市教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力すること。

イ リスクマネジメントのための専門的指導力を高める取組

- 運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行うこと。
- 文化部顧問は、生徒が生涯にわたって文化・芸術・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うこと。

ウ 熱中症の防止

- 校長は、生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。また、気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、屋内外に関わらず、活動の中止や延期、見直し等の柔軟な対応を検討すること。特に、暑さ指数(WBGT)が31°C以上の場合は、屋外の活動を原則として行わないこと。
- 中体連等の大会を運営する組織及び校長は、高温や多湿時においては、大会や練習試合、練習等について、延期や見直し、中止等の柔軟な対応を行うこと。やむを得ない事情により開催する場合は、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況を含む)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦・観覧者の服装や着帽等、生徒の健康管理を徹底すること。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合は、早期の水分・塩分の補給や身体の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底すること。市教育委員会は、諸々の条件等を勘案しながら、柔軟な対応の判断について必要な助言指導を行う。

エ 事故、体罰、ハラスメントの防止

- 校長及び部顧問は、部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底すること。
- 市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、必要な支援及び是正指導を行う。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

ア 方針等の策定

- 校長は、「茨城県部活動の運営方針」及び「市方針」に則り、毎年度、「学校方針」を策定すること。
- 部顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画とともに活動実績を作成し、校長に提出すること。
- 校長は、学校方針・年間活動計画、月間活動計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表すること。

イ 活動状況の検証とフォローアップ

- 校長は、毎月の活動計画・活動実績により、各部活動の活動状況を把握し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底すること。
- 市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を定期的に調査し、必要な支援や是正指導を行うなど適切な運用を徹底する。

2 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間の確保が重要であるとする医・科学的観点を最優先に考慮し、活動するタイムマネジメントの観点、授業を中心とした学校生活と家庭での生活のバランスを保つ観点、さらに、教員の長時間労働の縮減に配慮する観点からも適切な活動計画に基づいて活動するものとする。

(1) 適切な休養日の設定

ア 活動時間の上限の遵守

- 1日当たりの活動時間（準備、片付け、移動時間を含まない）は、平日2時間、休日3時間を上限とし、1週間当たりの活動時間は11時間を上限とする。ただし、練習試合や大会等の当日は除く。
- 校長及び部顧問は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間を設定すること。
- 1日の上限を超えて活動を実施した場合、生徒の活動が過多にならず十分に休養がとれるよう考慮し、週の上限の範囲内となるよう活動時間を調整すること。
- 長期休業中（春季、夏季、冬季休業）においても、同様の活動時間とすること。

イ 朝の活動の原則禁止

- 校長及び部顧問は、生徒の心身の疲労が解消できる十分な休養時間を確保するとともに、授業に支障を来すことがないようにするために、原則として朝の活動は実施せず、特例で朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の範囲内で実施するよう努めること。
- 学校の部活動として通常設置していない駅伝大会や土浦市陸上競技大会に向けた活動に限り、本人及び保護者の同意を得た上で、校長が承認し、特例として実施することを可とする。

ウ 休養日の設定

- 週当たり平日（祝日含む月～金）と休日（土・日）に、各1日以上の休養日を設けることを基本とする。
- 定期試験等の実施前の一定期間や学校閉庁日、12月29日～1月3日の期間を学校全体の部活動休養日として設定すること。
- 校長及び部顧問は、生徒が大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、他の休日に休養日を振替えること。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振替えることを可とする。

- 長期休業中（春季、夏季、冬季休業）においても、同様に休養日を設定すること。加えて、長期休業中に、生徒が十分な休養を取ることや、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設けること。
- 競技等によって休養の必要性等の度合いは異なるため、校長及び部顧問は、運動等の強度や活動時間などに応じて、休養が不足しないよう綿密な計画を月単位で立案すること。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 大会等の参加数の精選

- 校長及び部顧問は、大会等参加について、公式大会等以外の地方大会等について精選すること。その際、年間12程度までとすることが望ましい。
- 部顧問は、地域や部活動の実態に応じ、活動時間の上限を遵守し、適切に休養日を確保することを考慮した上で参加する大会を設定し、毎月の活動計画に加えて校長に提出すること。

イ 大会参加に係る事前確認・検証

- 校長は、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について厳格に判断し、適切な是正指導を行うこと。
- 市教育委員会は、各学校の活動計画・活動実績を調査する中で、大会参加数が過多でないか、休養日が適切に振替えられているか、生徒や顧問の負担が過度になっていないか等について、必要な是正指導を行い、適切な運用を徹底する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

多様化する生徒の活動ニーズに柔軟に答える体制を社会全体で整備することが必要であり、学校においては、活動日や活動時間を適切に設定するなどして、部活動以外の活動にも参加できるようにすることが望ましい。そのため、学校内の生徒が互いの志向が多様であることを認め合えるように理解を促す必要があるが、その一方で、部活動が学校生活の支えとなっている生徒がいることも事実であり、部活動が担っていた教育的機能を維持していくことにも留意するものとする。

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 多様な志向への対応例

- 校長及び部顧問は、部員や希望者の少ない種目等については、拠点校部活動及び合同部活動での取組の推進や、民間のクラブチーム等との連携に努める。
- 校長及び部顧問は、専門的な指導力を要する種目等については、部活動指導員の配置や地域の有資格者等の活用に努める。市教育委員会は、その配置や調整に対して必要に応じて助言指導を行う。
- 校長及び部顧問は、シーズン制の導入等により、複数のスポーツ・文化芸術活動等を幅広く経験できるよう努める。
- 校長及び部顧問は、活動日数や活動時間を不斷に見直し、生徒が希望すれば、特定の種目等だけでなく、科学を含む他の分野の部活動や、地域での活動も含めて様々な活動を同時に経験できるように配慮する。

イ 誰もが参加できる活動の工夫例

- 校長及び部顧問は、運動が苦手な生徒や障害のある生徒も参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを重視し、一人一人の特性に応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- 校長及び部顧問は、地域の特別支援学校等との合同練習を実施するなど連携を図る。

(2) 部活動の地域クラブへの移行の推進

ア 段階的な地域移行

- 各学校において、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が本務に専念できる環境を整備するため、休日の部活動を段階的に地域クラブへと移行していく。
- 教育委員会は、各学校における地域クラブへの段階的な移行が円滑に進むよう、その方針やスケジュール等を広く周知するとともに、移行期間における各学校との連絡調整を行う。

イ 地域クラブ活動の環境整備への協力

- 市教育委員会は、中学生の健全育成の見地から、地域クラブにおける活動過多等を防止し生徒の心身の健康を守るため、県教育委員会が作成する「地域クラブ活動ガイドライン」を基に、土浦市における「地域クラブ活動ガイドライン」を作成して広く周知する。
- 市教育委員会は、県教育委員会が定める兼職兼業に係る要項に準じ、市立学校の教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業について適切に承認する。
- 学校は、地域クラブ活動やその指導者の資質向上に係る研修等の取組をはじめ、地域のスポーツ・文化芸術活動関係団体が主催する事業に、可能な範囲で協力すること。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

部活動数の精選及び適正化を進めるとともに、部活動指導員の配置や、拠点校部活動または合同部活動での取組を推進することで、生徒の安全を確保した上で、複数顧問交代により単独で指導する体制を整えるものとする。また、大会等の運営については、運営に係る会議等のデジタル化や教員のみに頼らない運営体制を構築していくものとする。

(1) 複数顧問制の推進

ア 部活動数の精選と複数顧問制の推進

- 校長は、生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部活動指導業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、拠点校部活動や合同部活動での取組を含めた部活動数の精選を行い、複数顧問交代による単独指導が可能となるよう努めること。

イ 部活動指導員の活用

- 市教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用に努め、学校に配置する。
- 校長及び部顧問は、部活動指導員の配置により、部顧問との交代による単独指導が効率的・効果的に行えるよう勤務計画を作成すること。
- 校長は、「土浦市部活動指導員配置要綱」に則り、部活動指導員の監督や勤務状況の確認を行い、勤務実績を市教育委員会に提出すること。

(2) 大会等の運営や役員業務の見直し等

ア 大会等の運営の在り方の見直し

- 中体連等の大会を運営する組織は、大会等の組合せや打合せ会議について、可能な限りデジタル化するなどスリム化に努めること。
- 中体連等の大会を運営する組織は、大会等の運営について、競技団体や保護者等の人材の確保へ向け、広く働きかけ、教員のみに頼らない体制を構築すること。

イ 役員業務に係る服務管理の整理

- 市教育委員会は、県教育委員会が別途整理した教員が役員業務に従事する場合の兼職兼業及び服務管理についての要項等に準じ、適切に取り扱われるよう必要な支援及び是正指導を行う。